

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和8年4月10日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市愛育センター給食賄材料納入業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市愛育センターにおける給食用パンの納入

イ 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市春光2条7丁目2番41号

旭川市子ども・女性・若者未来部愛育センター

電話 0166-51-3059

2 契約を締結した年月日

令和8年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(1) 旭川市台場2条5丁目5-2

社会福祉法人 鷹栖共生会 みらい (Mirai) 施設長 寺崎 純人

(2) 旭川市末広2条13丁目6番17号

社会福祉法人 あかしあ労働福祉センター授産事業部 代表 森田 忍

4 契約金額

発注時の納入金額とする。

5 契約の相手方とした理由

次の要件を満たすものであったため。

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する福祉関係施設等に該当すること。

(2) 発注製品を指定日時までに配達が可能であり、発注内容の変更にも柔軟に対応ができること。

(3) 本市が推進している米粉の消費拡大を図るため、米粉パンの納入が可能であること。

6 本業務は、本市の福祉行政において障害者の就労支援と社会自立の促進に資することを目的として実施する。